

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：令和7年9月1日（令和7年（行情）諮詢第978号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（行情）答申第839号）

事件名：「IAEA（特定事務局長訪日等）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年5月13日付け情報公開第00387号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示とした部分のうち番号2「本件対象文書（番号1及び3以外の不開示部分）」について「公にしないことを前提とした国際機関との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示としました」とあるが、令和5年（行ヒ）第335号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件令和7年6月3日第三小法廷判決に照らせば、どの部分を開示すればどのような支障が生ずるおそれがあるのか否かを判断すべきであるのに、当該の非開示部分（2、3、5、6の事項）について具体的な支障についてそれぞれ記載がなく、ただちに信頼関係が損なわれるおそれがあると考える合理的な理由が示されているとは言えない。また、開示請求を受けた行政文書は原則公開されるべきであるにもかかわらず、当該の非開示部分（特に3、5、6の事項）についてはより細かく区切って開示することすらなされていない。政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的と

するという法の精神に鑑み、開示によりただちに支障がない部分については最大限の開示を実現すべきである。

(2) 意見書

外務省は理由説明書において「本件対象文書の法5条該当性を十分に検討し、かつ厳正に審査した結果、法5条の各号に該当する部分を開示とする原処分を行った」とする。

しかし、以下3点の理由から、貴会において適切・公正な判断を願いたい。

ア 厳正な審査をしたとは言い難い

一連の関連文書に対する外務省の不開示の判断には統一性が見られず、いたずらに不開示にしていると思われる箇所がみられ、「厳正に審査した結果」とは言い難い。

一例を挙げると、<令和2(2020年2月24~28日のラファエル・マリアーノ・グロッシー国際原子力機関(IAEA)事務局長の訪日に係わる日程および費用についての他省庁、他機関(民間機関含む)との打ち合わせ内容の分かる資料>文書5の2において「■での講演」などと一部不開示にしつつ、一方で<令和2(2020)年2月24~28日のラファエル・マリアーノ・グロッシー国際原子力機関(IAEA)事務局長の訪日に係わる費用についての明細を示した文書>として開示された文書2のうち決裁書番号H31J0199の支出依頼書を見ると「東京工業大にて講演」と不開示にされておらず、このような杜撰な審査が他にも散見される。

イ 信頼関係が損なわれるとは思われない

外務省は「公にしないことを前提とした国際機関との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示としました」と主張する。しかし、ラファエル・マリアーノ・グロッシー国際原子力機関(IAEA)事務局長の訪日の内容やそのインタビュー内容はIAEAおよび同氏においてサイト上※で発信されたり国内あるいは海外メディアのニュースで報じられたりしており、不開示部分についても公にすることにより信頼関係が損なわれる相当の理由があるとは思われない。

そもそも政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるために開示請求を受けた行政文書は原則公開されるべきである。国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするという法の精神に鑑み、国際機関との協議の内容に関する記述についても、開示することにより我が国と当該機関との関係がただちに断交されるような毀損のおそれがある、國の

安全が害されるおそれがある、交渉上不利益を被るおそれがあるといった具体的かつ多大な支障がない限り、最大限の開示を実現するべきである。

※ URL省略

ウ 国民の知る権利に応えるべきである

イで指摘したようにたとえ国際機関との協議内容であっても国の安全が害されるおそれがある等の具体的かつ多大な支障がない限り、国民の知る権利が勝ると考え、その要請に応えて開示すべきである。今年9月26日、国際機関に対する日本の「任意拠出金」について会計検査院が調べたところ、追加拠出分の約3割は、事業に使う見込みのない余剰資金の有無などを把握しないまま拠出されていたことが判明している。国際原子力機関（IAEA）を含む国際機関への拠出金は、国際貢献による国益の確保が目的とされ、日本政府は2018～23年度、総額5兆237億円を拠出している。このうち「有益で支援すべきだ」と判断した事業を対象とする任意拠出金は3兆292億円に上るが、所管する省庁と国際機関との間でどのようなやり取りの末に、このような任意拠出金が税金から支払われているのかについて多くの国民が知ることが叶わず、いわば「ブラックボックス」にあると言える。

検査院の今回の報告によって巨額の費用が投じられていることが杜撰な取り扱いとともに明らかになり、拠出の理由について国民が知りたいと願う声が増えていることに鑑み、外務省をはじめとする所管省庁の責任において積極的に開示すべきである。

第3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和7年3月14日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分の決定として1件の文書（本件対象文書）を特定し、部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和7年8月7日付けで不開示部分の合理的な理由の提示及び一部に対する不開示部分の開示を求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、本件対象文書である。

3 原処分について

審査請求人からの開示請求を受け、別紙に掲げる1文書（本件対象文書）を特定し、その一部について、番号1、2及び3のとおり、法5条1、3

及び6号により不開示とする決定を行った。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「不開示とした部分のうち番号2「本件対象文書（番号1及び3以外の不開示部分）」について「公にしないことを前提とした国際機関との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした」とあるが、令和5年（行ヒ）第335号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件令和7年6月3日第三小法廷判決に照らせば、どの部分を開示すればどのような支障が生ずるおそれがあるのか否かを判断すべきであるのに、当該の非開示部分（2、3、5、6の事項）について具体的な支障についてそれぞれ記載がなく、ただちに信頼関係が損なわれるおそれがあると考える合理的な理由が示されているとは言えない。また、開示請求を受けた行政文書は原則公開されるべきであるにもかかわらず、当該の非開示部分（特に3、5、6の事項）についてはより細かく区切って開示することすらされていない。政府の有するその諸活動を国民に説明する義務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とするという法の精神に鑑み、開示によりただちに支障がない部分については最大限の開示を実現すべきである」旨主張する。
- (2) しかしながら、当省は上記3のとおり、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討し、かつ厳正に審査した結果、法5条の各号に該当する部分を開示とする原処分を行った。以上のことから、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年9月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月16日 | 審議 |
| ④ 同年10月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 令和8年1月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めていると解される。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は改めて検討した結果、別紙の3に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イかかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象文書は、IAEA事務局長訪日に係るIAEA事務局長と在ウィーン国際機関日本政府代表部常駐代表とのやり取りの記録であり、当該部分には日本とIAEAの関心を有する個々の事案について率直に行った発言が具体的に記録されている。

(イ) 外務省が外交事務を適正に遂行するためには、他国や国際機関の協力関係が不可欠であり、どのような交渉、協力又は依頼が具体的にされているかを公にした場合、他国や国際機関との信頼関係が損なわれ、他国や国際機関との協力が円滑に実施されず、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、上記ア(ア)の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、上記ア(イ)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとはいはず、当該部分を公にすると、IAEAとの信頼関係が損なわれ、今後、IAEAとの協力が円滑に実施されないおそれがあると諮問庁が判断することに相当の理由があると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

国際機関の職員の氏名の公表慣行については、所長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該部分に記載の国連職員は、所長級以上の職員には該当しないことから、不開示とした。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び連絡先については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書かないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

㉚令和2年2月24～28日のラファエル・マリアーノ・グロッシー国際原子力機関（IAEA）事務局長の訪日に係わる日程および費用についての他省庁、他機関（民間機関含む）との打ち合わせ内容の分かる資料

※ お伝えした文書が複数ある場合はその全て。関連文書がある場合はその旨を事前にご連絡ください。

2 本件対象文書

IAEA（グロッシー事務局長訪日等）（本使電）（第3475号）

3 諧問庁が新たに開示する部分

（1）1頁目全部（別表の番号1及び番号3に掲げる部分を除く。）

（2）2頁目本文10行目16文字目ないし行末

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

| 番号 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 | 不開示条項 |
|----|-------------------------------|---|------------------|
| 1 | 本件対象文書（発受信時刻、パターン・コード及び局課番号等） | 現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。 | 法5条 3号、 6号 |
| 2 | 本件対象文書（番号1及び3以外の不開示部分） | 公にしないことを前提とした国際機関との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。 | 法5条 3号 |
| 3 | 本件対象文書（1頁目本文2行目及び3行目） | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。 | 法5条 1号 |